

米印原子力協力協定に関する共同声明について

1. 両国政府による共同声明

7月27日、米国国務省及びインド外務省は、ライス国務長官及びムカジー外相連名による共同声明を発売し、米印原子力協力協定の交渉が妥結したことを発表した。声明では次のステップとして、インド・IAEA間の保障措置協定の交渉、原子力供給国グループ(NSG)による支持、そして、これらが完結した後のステップとして、米国議会における協定の承認を挙げている。また、ホワイトハウスは、同日、協定の交渉妥結を歓迎する声明を発売した。

(情報ソース)

米印外相による共同声明

<http://www.state.gov/secretary/rm/2007/89522.htm>

ホワイトハウス声明

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2007/07/20070727.html>

2. ファクト・シート

協定案文そのものは公表されていないが、米国務省が同日発表したファクト・シートにおいては、本協定が、2005年7月及び2006年3月の米印首脳による共同声明並びに米国の関連国内法に沿ったものであるとされ、協定の主要な内容として以下を述べた上で、最後に、米印間の民生原子力協力は両国国民にエネルギー安全保障の向上、環境に一層やさしいエネルギー資源、一層の経済の機会、そして、一層強固な不拡散の努力を通じた利益を与えると結んでいる。

- 民生原子力分野におけるあらゆる協力を実施したいという両国の要望を確認する(研究開発、原子力安全、そして原子炉・技術・燃料の商業上の取引)。
- 2006年3月2日にブッシュ大統領からインドに対して示した燃料供給保証を確認する(これは、インドに対する国際核燃料市場へのアクセスを認めるために必要な条件を整備することを含み、また、インド用の戦略的燃料備蓄(Indian Strategic Fuel Reserve)の創設支援によるもの)。
- インドにおける特定の核燃料サイクル活動(特に再処理)に対し同意を与える。特に、再処理の権利が効力を有するには、インドが、IAEAの保障措置下に置かれる新たな再処理施設を建設することが前提。また、両国が、インドが再処理を実施する取極め、手続きについて合意することが必要¹。

¹ 3.のバーンズ次官のブリーフィングにあるように、原子力法第131条の実施取極めを意味する。

- インドは、恒久的な保障措置に対する約束の再確認を含め、協定の対象となる全ての民生用の核物質と設備を適切な保障措置下に置くこと、及び協定の対象となる原子力関連品目が平和目的のみに使用されることを保証することを約束する。
- 国際的な不拡散に努めるという両国の約束を強固なものとする。
- 両国は、一定の条件の下で、協力を停止する権利、移転された品目の返還を求める権利を保持する。
- 米国が、インドの民生原子力市場への、安定した、信頼に足る、予測可能な供給者たる法的基盤を提供する。

また、今後のステップとして以下が述べられている。

- IAEA-インド間のインドの分離民生原子力部門に適用される保障措置協定の交渉妥結及び追加議定書締結に向けての進展
- インドを輸出ガイドラインで求められるフルスコープ保障措置の例外として扱うことに関する、NSG によるコンセンサスでの決定
- 米国議会による協定の承認
(情報ソース)
国務省ファクト・シート

<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2007/89552.htm>

3. バーンズ国務次官によるブリーフィング (質疑に対する応答も含む。)

27日、国務省にてバーンズ次官によるプレスブリーフィングが行われた。ファクト・シートで述べられている事項を除く、主な内容は以下のとおり。

(1) 協定の主な内容

- 米国が再処理に関して、日本や EURATOM と同様な同意を与えることを決定するにあたっては、6月に行われた交渉において、インドにより、IAEA の保障措置下に置かれる新たな再処理施設を建設する提案がなされたことが大きく影響しており、交渉のターニングポイントとなった。
- インドが実際に再処理を実施するには、新たな再処理施設を建設することと、原子力法 131 条で規定する実施取極め(subsequent arrangement)が両国間で合意され、議会のレビューを受けることが必要。新たな再処理施設は米国起源の燃料だけでなく、他の国起源の燃料も再処理可能である。
- 核物質等の返還請求権は、原子力法、ヘンリー・ハイド法に基づき、インドによる核実験の実施といった、最悪のシナリオに備えて保持されているものである一方、燃料供給保証は、本協力のポジティブな面を反映し、供給途絶が起こることに対するインドの懸念に配慮したものであり、両者は矛盾しない。

- 燃料供給保証に関して、2006年3月の米印首脳会談において、ブッシュ大統領により提案され、両首脳により合意された4つの措置²が反映されている。
- 濃縮、再処理技術の移転は、ヘンリー・ハイド法が規定する限定された条件に合致した場合のみ認められる。

(2) 協定をもたらすメリット

- 米印間の戦略的協力関係の強化に向けて、障害を取り除くこと
- インドを核不拡散レジームのメインストリームに取り込むこと
- インドが地球温暖化問題に取り組む上での原子力の重要性
- インドのエネルギー安定供給の確保
- 米国の原子力産業にインド市場への参入の機会を与えること

(3) インドの核不拡散ルールの遵守について

バーンズ次官が米印原子力協力の前提として挙げた、インドによる核不拡散ルールの遵守に関して、インドの企業及び個人が、イランとの間の大量破壊兵器関連技術(核関連技術を含む。)の取引に関し、米国の国内法に基づく制裁の対象になっていることやインドの輸出管理体制について疑義を呈する質問に対し、インド政府自身がイランとの取引に関与していることを示す情報はなく、また、2005年に、米国の働きかけにより、輸出管理法が整備されているとの回答があった。

(4) その他

米国議会メンバー、スタッフへブリーフィングを行っている状況等(詳細については言及されず。)

タイムフレーム(できれば、NSGの承認は9-11月、協定の米国議会提出は年内)

(情報ソース)

バーンズ国務次官によるブリーフィング <http://www.state.gov/p/us/rm/2007/89559.htm>

4. 協定の論点

今後、予定される協定の議会審議等において、問題となる可能性があるのは以下の点と考えられる。

(1) インドが核実験を実施した場合の取扱い

² 米印原子力協力協定の中に燃料供給保証を含めること、IAEA との間のインド特有 (India-specific) な燃料供給協定の交渉に米国も参加すること、原子炉の寿命期間中の燃料供給途絶に備えるため、戦略的な燃料備蓄の構築への支援を実施すること、以上述べた措置にかかわらず、実際に燃料供給途絶が発生した場合は、米国とインドは共同で、ロシア、フランス、英国といった両国に友好的な供給国を巻き込んで、燃料供給を回復する手段を講じる。

インドが核実験を実施した場合に、米国が、協定の下で提供した核物質等に対する返還請求権を保持する一方で、燃料供給保証を約束している（核実験だけでなく他の理由による供給途絶の場合にも適用）ことは矛盾し、実質的に返還請求権を放棄したのと変わらない効果を生むのではないか。（原子力法、ヘンリー・ハイド法に抵触すると解釈される可能性もある。）

バーンズ次官のブリーフィングでもこの問題がとりあげられたが、十分な説明になっていない印象。

(2) 再処理に関する包括同意

包括同意は、米印原子力法に則った手続きであり、インドに包括同意を与えることは法的には問題はない。ただし、このことは日本や EURATOM に対してと同様にインドの再処理計画に長期的に承認を与えることを意味することから、政治的に問題視される可能性がある。

また、2006年3月の軍民分離計画によれば、高速増殖炉は民生用施設として区分されておらず、従って、保障措置の適用対象外になっており、軍民分離の主旨からすれば、インドが新たに建設するとされている再処理施設で生成されたプルトニウムは、現状では高速増殖炉の燃料用としては利用できないことになるが、将来、建設される高速増殖炉が民生用として区分されれば別、その平和利用などが協定で担保されているか。

(3) 燃料供給保証について

戦略的燃料備蓄とは何を意味するか。（実物による燃料備蓄を確立する主旨か、あるいは仮想的なものか。）

以上